平成27年度第1回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:平成27年4月6日

担当部・課:福祉部障害福祉課〔内線2473〕

① 件 名

地域生活支援事業に係る各障害福祉サービスの有効期間の見直しについて

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

障害者に対するサービスについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づき、法定の障害福祉サービスである自立支援給付 及び市町村が実施する地域生活支援事業で構成されているところである。

地域生活支援事業については、サービスを利用する障害者から地域生活支援事業給付費支給申請を受けて、市が支給決定を行うことになるが、本市においては支給決定の有効期間を支給決定の日から同日以後最初に到達する6月30日までとしているため、毎年6月に一斉更新している状況にある。

このため、障害者総合支援法に基づく法定の障害福祉サービスについては、原則としてサービス 利用者の誕生日の属する月の前月末日を有効期間の終期としていることから、障害者の更新申請手 続きの負担軽減を図るため、地域生活支援事業についても同様の有効期間設定を行う必要がある。

【目的】

障害者総合支援法に基づく法定の障害福祉サービスと市町村事業である地域生活支援事業の両方を利用する障害者の更新申請手続きの負担軽減を図るとともに、総合的な援助や解決すべき課題を踏まえた適切なサービスの支給決定を行うことを目的とする。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 地域生活支援事業実施要綱(国)

【総合計画との整合性 総合計画の位置付け: |有|・無】

第4章 安心して健やかに暮らせるまち

第5節 自立し、いきいき暮らせる障がい者福祉の充実を図る

② 暮らしやすい生活環境を構築する

【個別計画との整合性】

第2次障害者計画·第4期障害福祉計画

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

- 1 障害者自立支援法の一部が改正され平成24年4月1日から施行されたことにより、障害福祉 サービスを利用する全ての者について、サービス等利用計画の作成が義務化された。(平成27年3 月31日までの間はサービス等利用計画に関する経過措置規定あり)
- 2 障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、平成25年4月1日から施行された。

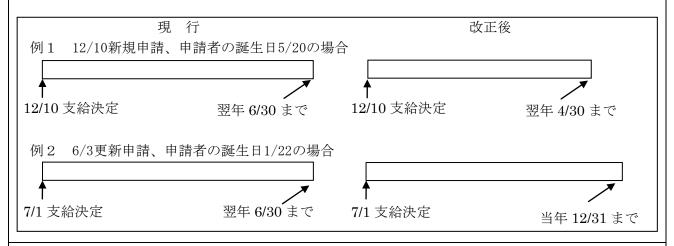
⑤ 主な内容

【改正内容】

支給決定の有効期間について、支給決定の日から当該日が属する月の末日までの期間と当該月の翌

月の初日から起算して1年間を合算して得た期間の範囲内において月を単位として定めるものとする。

ただし、利用決定の日が月の初日である場合は、1年間の範囲内において月を単位として定めるものとする。



⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置)

(1) 実施した場合の影響

障害者の更新申請手続きの負担が軽減されるとともに、総合的な援助や解決すべき課題を踏ま えた適切なサービスの支給決定及び事務手続きが簡素化される。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

- ・仙台市、大崎市、気仙沼市及び東松島市については、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス と地域生活支援事業の支給決定の有効期間を同一としており、1年以内で原則誕生日の属する月の 前月末日としている。
- ・女川町については、1年以内で原則誕生日の属する月の前月末日とする方向で検討中である。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

- ・石巻市重度障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱の一部改正
- ・ 石巻市障害者日中一時支援事業実施要綱の一部改正
- ・石巻市障害者地域活動支援センター事業実施要綱の一部改正
- ・石巻市障害者移動支援事業実施要綱の一部改正 (施行予定年月日:平成27年4月1日)

9 その他

本市の障害福祉サービス等支給決定者数 1,136人(平成27年2月末現在)